



2026年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社豊田自動織機
代 表 者 取締役社長 伊藤 浩一
(コード番号 6201 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 広報部長 奥田 知子
(TEL. 0566-22-2511)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、定款の一部変更に関する議案を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2026年4月17日付で当社が公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）74,100,604株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関する議案を本日開催の臨時株主総会に付議し、承認されております。本株式併合の実施に伴い、当社株式は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、2026年6月1日付で上場廃止となる見込みです。そこで、従来通りの実効性を維持しながら、非公開企業として柔軟かつ機動的に機能する監査体制を構築するため、本株式併合の効力が発生することを条件に、監査役会の廃止及びこれに伴う各条項の繰上げ等の定款変更（以下「本定款変更」といいます。）を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更は、2026年6月3日付で本株式併合の効力が発生した後、本定時株主総会の決議により承認を得ることを予定していますが、本定款変更のために本株式併合の効力発生前の当社の株主を構成員とする株主総会を開催することは予定しておりません。また、当社は、本株式併合の効力が発生した後、本定款変更の効力発生に先だって、上場廃止に伴う定款の一部変更議案を2026年6月3日付の臨時株主総会に付議する予定であり、本定款変更は、当該定款の一部変更に係る議案が原案どおり承認可決され、同日付で定款一部変更の効力が生じることを条件として、効力が発生するものといたします。そのため、当該定款の一部変更に伴い、本定款変更に係る各条項は繰り上げ又は繰り下げられることとなります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(<u>監査役および監査役会の設置</u>)</p> <p>第23条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>第24条～第27条 (条文省略)</p> <p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第28条 <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会</u>)</p> <p>第29条 <u>監査役会の招集通知は、会日の2日前に各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、監査役会の運営については、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> <p>第30条～第32条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第33条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をする。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p> <p>3. <u>当社は、前二項のほか、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>第34条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査役</p> <p>(監査役の設置)</p> <p>第23条 当社は、監査役を置く。</p> <p>第24条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第28条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p>

3. 定款変更の日程

本定時株主総会の開催日

以 上